

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年2月13日

【事業年度】 第32期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）

【会社名】 株式会社免疫生物研究所

【英訳名】 Immuno-Biological Laboratories Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清藤 勉

【本店の所在の場所】 群馬県藤岡市中字東田1091番地1

【電話番号】 0274-22-2889（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役事業統括推進本部長 中川 正人

【最寄りの連絡場所】 群馬県藤岡市中字東田1091番地1

【電話番号】 0274-22-2889（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役事業統括推進本部長 中川 正人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成26年6月27日に提出いたしました第32期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

注記事項

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

(連結包括利益計算書関係)

(企業結合等関係)

関連当事者情報

2 財務諸表等

(1) 連結諸表

注記事項

(重要な会計方針)

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第5 【経理の状況】

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

<訂正前>

(前略)

4. 会計処理基準に関する事項

(中略)

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は従業員の退職給付に備えるため、決算日における簡便法による退職給付債務及び年金資産残高に基づき計上しております。

(後略)

<訂正後>

(前略)

4. 会計処理基準に関する事項

(中略)

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は従業員数300人未満の小規模会社であるため簡便法を採用しております。

退職給付債務の計算方法は、退職金規程に基づく従業員個別の要支給額と中小企業退職金共済制度からの期末時点における支給額に不足がある場合にその差額を引当金を計上する方法をとっております。

(後略)

(連結包括利益計算書関係)

< 訂正前 >

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	当連結会計年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)
その他有価証券評価差額金	
当期発生額	4,906千円
組替調整額	- "
税効果調整前	4,906千円
税効果額	- "
その他有価証券評価差額金	4,906千円
その他の包括利益合計	4,906千円

< 訂正後 >

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	当連結会計年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)
その他有価証券評価差額金	
当期発生額	7,104千円
組替調整額	12,011 "
税効果調整前	4,906千円
税効果額	- "
その他有価証券評価差額金	4,906千円
その他の包括利益合計	4,906千円

(企業結合等関係)

< 訂正前 >

取得による企業結合（株式会社スカイライト・バイオテック）

1. 当社による株式会社スカイライト・バイオテックの株式取得について
 （中略）

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん

181,830千円

発生原因

企業結合時の時価純資産総額が取得原価を下回ったため、その差額をのれんとして認識しております。

償却方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

取得による企業結合（株式会社エムコスメティックス）

1. 当社による株式会社エムコスメティックスの株式取得について
 （中略）

4. 発生したのれん

発生したのれん

9,759千円

発生原因

企業結合時の時価純資産総額が取得原価を下回ったため、その差額をのれんとして認識しています。

償却方法及び償却期間

3年間にわたる均等償却

< 訂正後 >

取得による企業結合（株式会社スカイライト・バイオテック）

1. 当社による株式会社スカイライト・バイオテックの株式取得について

(中略)

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん
 の金額

181,830千円

発生原因

企業結合時の時価純資産総額が取得原価を下回ったため、その差額をのれんとして認識しております。

償却方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	76,966千円
固定資産	22,142千円
資産合計	99,109千円
流動負債	11,096千円
負債合計	11,096千円

7. 企業結合が当連結会計年度の開始日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	32,442千円
営業損失()	155千円
経常利益	1,672千円
税金等調整前当期純利益	1,135千円
当期純利益	514千円
1株当たり当期純利益	0円08銭

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

取得による企業結合(株式会社エムコスメティックス)

1. 当社による株式会社エムコスメティックスの株式取得について

(中略)

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん
 の金額

9,759千円

発生原因

企業結合時の時価純資産総額が取得原価を下回ったため、その差額をのれんとして認識しています。

償却方法及び償却期間

3年間にわたる均等償却

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	99,872千円
固定資産	544千円
資産合計	100,416千円
流動負債	1,673千円
負債合計	1,673千円

6. 企業結合が当連結会計年度の開始日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	11,976千円
営業損失()	9,680千円
経常損失()	10,092千円
税金等調整前当期純損失()	10,092千円
当期純損失()	9,900千円
1株当たり当期純損失()	1円55銭

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

【関連当事者情報】

<訂正前>

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(中略)

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の連結子会社の役員及びその近親者

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
連結子会社 の役員	大西 満	-	-	(株)エムコス メティックス 代表取締役 役社長	-	金銭の貸付	金銭の貸付 貸付金利息	10,000 54	短期貸付金 未収入金	8,241 204

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(後略)

<訂正後>

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(中略)

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の連結子会社の役員及びその近親者

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
連結子会社 の役員	大西 満	-	-	(株)エムコス メティックス 代表取締役 役社長	-	金銭の貸付	金銭の貸付 貸付金利息	10,000 54	短期貸付金 未収入金	8,241 204

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

金銭の貸付条件については、市場金利等を勘案し、双方協議の上、合理的に決定しており、返済条件は、返済期日平成26年11月30日としております。なお、担保は受け入れておりません。

(後略)

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【注記事項】

(重要な会計方針)

<訂正前>

(前略)

5. 引当金の計上基準

(中略)

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における簡便法による退職給付債務及び年金資産残高に基づき計上しております。

(後略)

<訂正後>

(前略)

5. 引当金の計上基準

(中略)

(3) 退職給付引当金

従業員数300人未満の小規模会社であるため簡便法を採用しております。

退職給付債務の計算方法は、退職金規程に基づく従業員個別の要支給額と中小企業退職金共済制度からの期末時点における支給額に不足がある場合にその差額を引当金を計上する方法をとっております。

(後略)